大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価一部五円

早めにお願い

一月二十日付で固定資産税第四期分、保険税十二月分の督促状を出しますので、未納のかたは早めに納めてください。

赤ちゃんの定例健康相談日を変更

大村保健所では乳幼児の健康相談を毎週定例的に実施していますが、一月から子どもの月令別に実施して、じゅうぶん指導、相談に応じることになりました。毎月第一火曜日＝生後一カ月～三カ月第二火曜日＝生後四カ月～六カ月、第三火曜日＝生後七カ月～十カ月、第四火曜日＝生後十一カ月以上（幼児を含む）いずれも時間は午前九時から十一時まで　（大村保健所）

今まで、お知らせ板は一面に掲載しておりましたが、本号から二面に掲載することにしました。

消防の勇姿を展開

出初式・永年勤続など表彰

昭和三十六年消防出初式は一月五日午前九時三十分から県立園芸高校校庭で、紺のハッピに身を固めた消防団員七百八十五名、消防ポンプ自動車十一台、小型動力ポンプ三台と來賓、被表彰者ら多数が参加して盛大に行なわれました。

式は国旗掲揚にはじまり、団長代理山口副団長の人員報告、服装、機械器具の点検が行なわれ、永年勤続や、優良団員、永い間消防団員として活躍し退団されたかた、および一般人で消防に協力されたかたがたに、長崎県知事、本田県消防協会長、大村市長から表彰状と感謝状および記念品が贈られました。

つぎに大村市長の訓示、県知事代理山岸地方課長、本田県消防協会長、森市議会議長、山口警察署長ら來賓のお祝いのことばがあって、山口副団長の答辞がありました。

このあと威風堂々の分列行進が行なわれ、そのままの体形で、桜田の堀へ向い、海岸へ向けて放水演習を行ないました。ひきつづき陸上自衛隊大村部隊ラッパ隊を先頭に市中行進を行ない、大村市消防団の勇姿を市民の前にくりひろげ、中央公民館前で解散しました。

表彰された人たちはつぎのとおりです。（敬称略）

（消防本部）

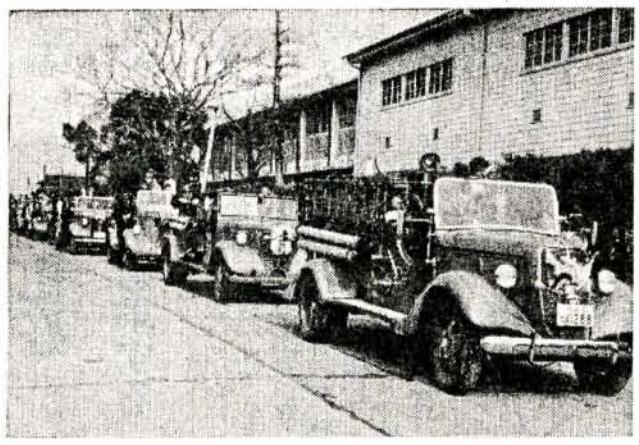

勢揃いした消防自動車

県消防協会長表彰

【持別有功章】
為永久雄　原田嘉之

【有功章】　田中隆　田淵豊　前田竹良　満野春雄　宮本幸次郎　中山勉　森正雄

〔県消防協会長、市長表彰〕

【精続章】
（三十年）　高以良恒義
（二十年）　一瀬幸次　岩本政利　原幸雄　松尾半三　平田末松　山田敏徳　古賀繁雄　松下信義　前川邦一郎　柿本清次　岩本勝美　上野進　渡辺紋四郎　葉山佐　梶原直木　吉川虎雄　石橋利作　南肇　梶原義昭　渡辺豊　中原正美　井上七五三蔵　秋田一夫

〔県知事表彰〕
山口末武　山口清次　森寅一

〔市長表彰〕

【功労章】　菅野谷平次郎

【無火災分団】　第一分団　第十二分団　第十四分団　第九分団

【優良消防団員】
井本文雄　松尾安嘉　浦山重二　川上正　井上薫　松添竜昭　田淵定　竹本定　宮田重義　福田宝一　長岡徳夫　田川良美　吉松久人　上谷秀夫　東島保　釜石正義　池田憲次郎　坂田保

【退団者】　馬場鉄馬　山下武　水口正人　岩崎直吉　太田隆　城野道人　上野義成　中村春海　平古場弘　黒川三郎　山口昭智　本山正　井上信次　神原則夫　野口光男　上本光次　久保徳人　南初二　岩崎正義　藤田照夫　向田寛　朝山寅次　森本伴次郎　波多朗　津上政利　杉本益男　桑川菊一

【一般人の消防協力者】
南用太郎（一の郷）寺坂喜代作（沖田郷）富永公民（今村郷）黒川房雄（黒丸郷）池上武雄（一の郷）県種鶏場、土屋景治（小佐古）　粟須常雄（西本町）井田忠一（本町）住田栄（水田二区）村島康司（本町）米ノ山部落　北ノ川内部落　城谷留次郎（原口郷）富永祐吉（上杭出津）北川七郎（諏訪七区）池田住宅九区二班、児玉季彦（駅通り）竹松農協　福重農協　萱瀬第一農協

資格取得届を早めに

国民年金　不合理点は改善へ

すでにご承知のとおり、拠出制国民年金について、資格取得届の受付けをはじめていますが、該当者でまだ資格取得届を出していないかたはありませんでしょうか。この国民年金制度については、全国民の要望により次期国会でつぎのことが改正され、規定通り本年四月一日から実施されますので、該当者は急いで市福祉事務所または出張所へ資格取得届を出してください。

拠出制国民年金の改善

拠出制国民年金についていろいろ論議されているようですが、これらの問題点については逐次改善の処置が講ぜられて、つぎのことが決定しております。

(1) 死亡一時金制度の創設

保険料のかけ捨てをなくするため死亡一時金制度を設けることとし、保険料を納めて損をしなかったという感じがじゅうぶんに出る程度の保険料納付済期間に応じた一時金が遺族に支給されることになる。

(2) 老令年金の繰上支給

六十五才からの老令年金支給開始はおそすぎるという希望に応ずるため、六十才から減額された老令年金が支給されることになる。

なお、五十才以下の人で必ず加入しなければならない人が加入しないでいると、老令者、身体障害者、母子世帯などになった場合に国民年金を受けることができませんので、このことをじゅうぶんにご承知くださいまして、ぜひ加入届をだしてください。

（福祉事務所）

総合美術展を計画

開催は三月中旬

数年來、市文化祭行事として開催されている、諸種展覧会、発表会は市内文化団体の各単位により、それぞれ開催され、毎年度相当の効果を挙げることが出來ていますが、行事がその団体の個性を発揚しつつ、実施されることは文化発展の過度期として立派なことであり、また必要なことではありますが、半面、文化団体相互の実質的な交流を阻害し運営経費、運営労力の不合理をきたすおそれがないといえません。

その他団体に所属をしない出品者、発表者の便宜上においてもじゅうぶんと考えられません。今日それらの結果を反省し、是正する、趣旨において市内各種文化団体中可能な範囲による、総合的作品発表の機会を作り出品者、発表者の要望に応えると共に、市民観賞者の便宜を計り、市民文化祭行事の意義を一層発展させる目的でつぎのとおり実施する計画です。

一、名称　大村市美術展
二、会場　①中央公民館　②その他
三、期日　昭和三十六年三月中旬の予定
四、入場料　料金無料　市民一般に公開する
五、出品料　運営経費充当のため一名、金百五十円の出品会費を予定する。
六、出品資格　大村市在住者一般とする。（但し小、中学生を除く。）
七、展示部門　①洋画部（版画を含む）②写真部　③日本画部（南画を含む）④書道部　⑤工芸部（彫塑、商業美術を含む）
八、運営担当　市側、各文化団体名二名以上の委員を選出し、その委員会により運営に当る。

註＝①運営担当の委員を出していただく文化団体が市内にはいくらもあると思いますので、責任者よりその旨、一月十七日までに教育委員会社会教育課へお申込みください
②なお、不明の点は社会教育課にお問い合せください。

忌明に寄付

市内諏訪高木松次郎さんは故母堂スズさんの忌明に三千円を市立敬老院に寄付されました。

敬老院へ寄付

（昭36年5月～10月）

△サンドイッチ三三袋　ブリンス喫茶
△菓子五キロ、唄、舞踊の慰問　白馬車
△琴、尺八合奏慰問　福重地区有氏
△五〇〇〇円　大村ロータリークラブ
△五〇〇〇円　大村耐火株式会社
△菓子一箱　女子高校生
△チリ紙三三包、石鹸二コ　池田十区上田市次
△花一対、舞踊慰問　ろう学校
△びん入りノリ三三コ　知事夫人

昭和35年国勢調査の人口

五九、四九六人

昭年三十五年十月一日現在の国勢調査における大村市の世帯数と人口概数はつぎのとおりです。（カッコ内は昭和三十年国勢調査）

世帯数　一二、五三九（一一、四六九）
人口総数　五九、四九六（六一、二三〇）
男　二九、五七一（三一、一七三）
女　二九、九二五（三〇、〇五七）
人口増減数　減一、七三四
増減率　減二・八％

事業所統計調査の結果

昨年六月一日現在で事業所統計調査が行なわれましたが大村市の事業所数はつぎのとおりです。（総理府統計局発表）

事業所総数　一、九五八
民営　一、八七二
従業者十人以上の事業所　一六三
従業者五人～九人の事業所　二〇八
従業者四人以下の事業所　一、五〇一
公営　六一
国営　一九
公共企業体　六
（庶務課）

工業標準化運動に協力を

JIS（ジス）マークをご存じですか

日常使用されている、いろいろな製品の中にジスマーク（上記凸版）のついたものをご覧になったことがあるでしょう。これは「日本工業規格」の品であることを標示してあるわけです。

近代の鉱工業品は、すべてオートメーション化されて來ましたが、これら製品の生産能率をたかめたり、品質の向上、コストの引下げ、資材の節約など、いろいろな産業発展の基礎条件をみたすためには製品の形状、寸法、品質、検査方法等を全国的に統一して、その規格を広く普及させることです。

この方法を「工業標準化法」といい、これに指定された製品にはジスマークがついているわけです。わが国ではすでに十一年前からこの運動が実施されておりますが、まだまだ一般に周知されていないようです。

国の産業を興すために、生産者はこの規格にあったものを製造し、消費者もまたジスマークのついたものを使用するように心掛けましょう。（商工水産課）

ネズミ退治いまが絶好

食物の残りはよく始末する

いよいよ家ねずみの繁殖期になりましたので、つぎの基本的な駆除方法を考えながら早速実行にうつしましょう。

ねずみ駆除の方法は大別すると、一、環境的駆除法、二、殺そ器による駆除法、三、殺そ剤による駆除法が挙げられます。（市政だより昭和三十五年十二月一日号掲載）

【環境的駆除法】

ねずみの数は、そこのねずみの出生率と死亡率とのつりあいによって決まり、その数の最大限度はそこの環境の許容限度によってきめられます。

環境といいますと、ねずみの場合は、食物とかくれ場所ですが、その二つの要素が許す限度まで増加していきます。

ねずみの数が食物とかくれ場所の許す範囲をこえて増加した場合は、ねずみ同志の争いや天敵などにより、急にへりはじめます。その時が毒餌とか殺そ器にかかりやすくなり、駆除は、もっとも効果的です。結論的に述べますと、第一に個人個人が食物管理をじゅうぶんにして、ねずみに食物を与えないこと、（たとえば、食物の残り等は保管をよくし、処理をする。）第二に台所、ゴミ箱、穀物置場、家畜小屋等に侵入しないようにする。以上の二点が成功すれば、一番利巧な動物から一番馬鹿で貪欲な動物に変り、毒餌とか、殺そ器に、いとも簡単にひっかかるわけです。

【殺そ器による駆除法】

イ、「虎ばさみ」「干西とり」式（カゴ式で横からも上からも入る仕掛）

ロ、圧殺器（箱の中でエサを食べるや否や上からゴツンとくる仕掛）

ハ、水ガメ法（水を張ったカメにモミガラを浮かし溺死させる仕掛）

【殺そ剤による駆除法】

殺そ剤には雑多な種類があり、おもにクマリン剤、燐化亜鉛剤、黄燐剤などがあげられます。

しかしいくらよい薬剤でも食べてくれなければなんにもなりませんので、配置場所をよく考えてやらねばなりません。

殺そ剤の配置場所＝殺そ剤は常にねずみが食物をあさりに来る所に置いてください。たとえば食品倉庫、納屋、物置、食堂、調理場またはとくに流しもと、下水口、ゴミ箱付近、食器棚、米びつ、漬物桶の付近、床下など好適です。

またねずみの通路から少し離れた物陰で、ねずみに発見されやすい場所などにもよいようです。

お知らせ板

小児マヒ予防接種さらに申込みを受けつけ

各出張所で申込みを受け付けました小児マヒ予防接種は、十二月二十八日で一応締切りましたが、まだもれたかたがあると思いますので、つぎの期日までに早めに申込んでください。

△申込締切期日　三十六年一月二十日

△申込場所　市役所保険衛生課（各出張所では取扱いません）

△該当者　(1)昭和三十四年七月一日から昭和三十五年六月三十日までの出生児

(2)昭和三十五年七月までに第二回目を終了したものは第三回を接種する

△実施期日　一月下旬から二月初旬にかけて第一回目を接種する予定

中共地域からの個別引揚手続き方法

中共地域からの集団引揚の終了した現在、同地域からの引揚希望者は個々に船便を利用して帰国する、いわゆる個別引揚げの方式がとられています。

この手続きについては近時中共側で、帰国希望者に対し日本国政府からの帰（入）国に関する証明書を提出させ、審査のうえ出境証を下付する等の方法がとられる傾向があります。

それで当市居住の留守家族のかたで中共地域残留の未帰還者から帰国手続きがわからないため、帰国できない旨の通信等のあるものがあった場合は、急いで、現地からの通信等、帰国の意志を明らかにしたものを添え、長崎県民生労働部世話課へ連絡してください。（福祉事務所）

成人式に軽音楽や三つの歌

出場希望者は早めに申込みを

成人式については、市政だより前号でお知らせしましたが、記念行事を、より意義深い多彩なものにするため、NHKの協力を得て公開録音等をとり入れ、行事の一部をつぎのとおり変更しました。

該当者はもれなくご参加ください。

△一月十五日、中央公民館にて

△日程　九時二〇分集合

九時三〇分～一〇時　式典

一〇時～一一時　講演

一一時～一二時三〇分　NHK公開録音「アンジェラスの鐘」（軽音楽）および童話　NHK長崎オールスターズ（一五名）出演（本放送　一月十九日〇時三〇分より）

△一時三〇分、映画「生きている日本列島」

△二時一〇分　コーラス

△二時二〇分　NHK「三つの歌」

なお、三つの歌出場者は成人該当者に限ります。希望者は市教育委員会社会教育課へ二人一組で早目にお申し込みください。（市教委）

実弾射撃

陸上自衛隊大村部隊では一月十六日から一月三十一日まで（日曜日を除く。毎日午前八時から午後五時まで）池田射撃場で実弾射撃を行ないます。

引揚者給付金等の改訂について

引揚者給付金等支給法による本邦滞在中のものの判定基準の一部が今般つぎのとおり改められ、従來非該当として却下又は取下処理をしていたものについても一部該当することとなりましたので、該当者がおられましたら至急請求手続きをしてください。

1　病気療養のため本邦にきていたものについて

(イ)従來本邦にあった父母、祖父母等と生計を共にして療養をしていた者は認められなかったが、明らかに生活の本拠を本邦に移したと認められる場合を除き該当とする。

(ロ)帰国の時期は主として昭和二十年二月十五日以降とされていたが、半カ年延長され、昭和十九年八月十五日以降のものについても該当とする。

(ハ)一時的滞在を立証する資料および在外六カ月の資料の添付要領については従來通りとするが、当時の医師、在外公館等の証明書等がない場合は終戦後作成された医師の証明書を添付し、又医師の死亡等により、それをも添付できない場合は、別紙様式（福祉事務所に用意しております）の申立書および証明書をもって、これに代えて差支えない。但し家族の全部と共に本邦にある場合は、生計中心者の在職証明書又は全員に係る当時の旅行証明書等の物証がなければ認められない。

2　出産のため本邦にきていた者について

(イ)従來帰国の時期を主として昭和二十年二月十五日以降とされていたが、半カ年延長され、昭和十九年八月十五日以降のものについても該当とする。

(ロ)一時的滞在を立証する資料は、当時の旅行証明書を主とするも、これがない場合は、別紙様式（前記）の証明書（人証）二通をもってこれに代えて差支えない。但しその者が家族の全部と共に帰国している場合及び昭和二十年二月十四日以前の帰国者の場合は、従來通り当時の旅行証明書又は在職証明書等の物証がなければ認められない。

3　冠婚葬祭（法事等を除く）病気見舞又は出征見送りのため本邦にきていた者について

(イ)帰国の時期は主として昭和二十年二月十五日以降とされていたが、半カ年延長され、昭和十九年八月十五日以降のものについても該当とする。

(ロ)一時的滞在を立証する資料は、当時の旅行証明書を主とするも、これがない場合は、別紙様式の証明書（人証）二通をもってこれに代えて差支えない。但し、その者が家族の全部と共に帰国している場合及び昭和二十年二月十四日以前の帰国者の場合は、従來通り当時の旅行証明書又は在職証明書等の物証がなければ認められない。

4　墓参、法事、家事整理その他の理由で本邦にきていたものについて

(イ)帰国の時期は昭和二十年二月十五日以降であり従來と変らない。

(ロ)一時的滞在を立証する資料については従來通り旅行証明書等当時の書類（物証）を必要とする。但し、家族の大部が外地に残り一部のものが帰国の場合及びその者が家族の全部と共に帰国の場合、生計中心者の在職証明書がある場合に限り、その者に関する旅行証明書に代え、別紙様式の証明書（人証）二通を添付して差し支えない。

なお、昭和十九年八月十四日以前の帰国者及び領事館等の引揚勧告による疎開帰国者並びに生計中心者の応召に伴う家族の本邦滞在期間の長短を問わず、従來どおり非該当とされておりますので念のため申添えます。（福祉事務所、引揚者団体大村支部）

自衛官の応募の受け付け

防衛庁では二等陸・海・空士の第四次募集を行なっています。

希望者は市民課または出張所へ願書を出してください。なお、高校在学生は、卒業後、入隊することになります。

△応募資格　昭和三十六年三月一日現在で、十八才以上二十五才未満の者。

△受付期間　三十六年一月二十日まで市民課へ。（ただし、試験当日まで試験場で願書を受けつけます）

△試験　本年一月二十三日から一月三十一日までの間の一日、中学校卒業程度の学力テストが行なわれます

△入隊　二等陸士＝三月上旬　二等海士＝三月中旬　二等空士＝三月下旬

（市民課）

農事メモ

トマト栽培の播種期の決め方

トマト栽培は種をいつまいたらよいか、ということをきめるだけでも、なかなかむずかしいものです。いつ植えるかをきめ、育苗日数をきめて、それだけさかのぼって種をまけばよいことになります。

第一いつ植えるべきかということも、種々の栽培様式によってすい分ちがいます。また育苗日数、育苗のやり方によってもちがい、さらに栽培の様式によっても当然ちがいます。定植期のことは定植のところで説明するとして、育苗日数について考えてみましょう。

一般にいえば、定植期に、適当な苗令にあることが大切であるが、適当な苗令とは、苗をいじめずに育て、その第一花房の第一花が、ぼつぼつ咲きはじめているころということになりますこのくらいの苗を作るには、まず早生品種で六十～六十五日、中生品種で六十五～七十日くらいかかるとみてよいでしょう。

もちろん、もっと早く開花するような育苗もできますが、それでは苗が充実せず、もっと長い期間がかかるようでは、温度、水分、養分などの不足で老化させたということになります。

いずれの場合も、あとの結果は感心できません。このような適当な条件で育苗し、ちょうど開花期を迎えたころの苗が、定植に適当だとはいうものの、早ど

もっと播種期を早くし、育苗日数を長くした大苗をということになりますが、この場合は定植の条件をよくすることが必要です。

適正苗令、つまり第一花が咲きはじめるくらいの苗がなぜ定植に最もよい条件か、というと、この程度の苗が地上部と根の割合もつり合っていて、これより苗令が進むと地上部の生育量の方が大きく、また断根のための植え傷みもひどくなるし活着しても果実は思うように肥大できません。

また苗床の株間を急に広くしなければならないし、床土の量も非常に多く必要で多くしないと素直に育ちません。

反対に小苗すぎると、ことに元肥がたくさん施してあると、急に肥料を多く吸収し、葉や葉ばかり繁り過ぎ、つく花は小さく、ほとんど落花するようになります。

このようなことを、もっと具体的に知っておいて、いつ播いたらよいかをきめることが大切です。

ビニール半促成栽培

ビニール利用のトマト半促成は、その方法でかなり定植期に幅があり、したがって、この定植期から逆算して播種適期をきめます。

定植期は、それぞれの地帯の早熟栽培の定植期からどのくらい早くしてよいかを示すと下表のようになります。

つまり、ビニールハウス内に定植し、さらにこの苗にトンネル被覆し、夜間コモ掛けすると、外温最低より十度C内外高温を維持しますから外温が氷点下五度Cくらいとなっても、トンネル内は五～六度Cを保ちトマトは一応安全です。

したがって、かなり早植えできるので、トンネルだけの栽培より、播種期をかなり早めてよいことになります。

被覆方法	早熟栽培に比べた定植期	備考
ビニールトンネル	20～25日前	
ビニールハウス	30日前	厚いものほど保温効果が大きい
ハウス、トンネルコモ掛け	50～60日前	ハウス内にトンネルで被覆し、さらにコモ掛け